○関東地方整備局告示第百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第三百二十六号立川都市計画河川事業第二号空堀川

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十六号八王子都市計画河川事業第五号湯殿川

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市西区高島二丁目三〇番一一から同市西区高島二丁目二九番四まで	前	五二・二八～六五・〇〇	メートル
	後	五二・八九～七五・五二	〇〇・〇三一 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南房総市富浦町原岡字古宿甲九四六番一から同市富浦町原岡字浜田宿甲九二八番一まで	前	一一・四三～三一・〇〇	メートル
	後	一一・四三～一五・八九	〇〇・〇五四 キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市中区千鳥町一〇番地内	後	一六・五〇～三八・五六	メートル
		〇・二三六	キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市中区千鳥町三番一地内	後	一七・七六～三〇・二六	メートル
		一七・七六～三〇・五〇	〇〇・〇一二 キロメートル
横浜市磯子区磯子一丁目七四四番九地内	前	二八・四四～二八・四四	〇〇・〇〇一
	後	二八・四四～三六・三五	〇〇・〇〇五
横浜市磯子区新磯子町三〇番八から同市磯子区新磯子町二七番七まで	前	三〇・九四～五一・四九	〇〇・七〇四
	後	三〇・九四～五一・四九	〇〇・七〇四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	横浜市西区高島二丁目三〇番一一地内	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月三十一日